

鎌倉市スポーツ協会規約

第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条 本会は、鎌倉市スポーツ協会と称し、英語表記においては Kamakura City Sport Association (略称 KCSA) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を鎌倉市山崎 616 番地 6 鎌倉武道館に置く。

第2章 組織及び目的

(組織)

第3条 本会は、鎌倉市においてその競技を統括するアマチュアスポーツ団体で、本会の目的、事業及び活動を理解して本会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、鎌倉市及び関連機関等と連携して加盟団体の育成・助長を図るとともに、市民の生涯スポーツの実現を目指してスポーツの普及、振興を促進し、市民の健康及び体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与することを目的とする。

第3章 加盟及び資格喪失

(加盟)

第5条 本会に加盟しようとする団体は、加盟申請書に次に掲げる書類を添えて会長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 団体組織一覧表
- (4) 当該年度事業計画表
- (5) 当該年度予算書
- (6) 事業実績書

(資格喪失)

第6条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 脱会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

- 2 加盟団体は、本会を脱退しようとするときは脱退届けを、また解散したときは解散届けを 会長に届け出なければならない。
- 3 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決により除名することができる。
 - (1) 第3条に規定する団体として認められなくなったとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 分担金を1年以上滞納したとき。
 - (4) その他本会の加盟団体として不適切と認められたとき。

第4章 事業

(事業)

第7条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ活動の推進、啓発及び指導激励
- (2) 各種大会、講演会その他スポーツ事業の実施
- (3) 市及び各関係機関が行うスポーツ事業への協力
- (4) 加盟団体の育成強化及び相互の連絡協調並びに財団法人神奈川県スポーツ協会への加入 及び連携
- (5) 体育功労者、優秀選手及び団体の顕彰
- (6) 姉妹都市スポーツ交流事業の実施
- (7) 本会賛助会員事業の実施
- (8) 体育施設及び設備の充実並びに利用の促進
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第5章 役員

(役員の種類)

第8条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 2人以内
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 各団体の代表者 1人
- (7) 会計 2人
- (8) 監事 2人

(役員を選出)

第9条 会長及び副会長は、常任理事会が推薦し、理事会の承認を得る。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会において互選する。
- 3 理事は、理事会で選任するほか、会長が学識経験者の中から委嘱することができる。
- 4 会計及び監事は、常任理事が推薦し、理事会の承認を得る。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、本会の事務を掌理するとともに理事会及び常任理事会を司る。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、常務を処理する。
- 6 理事は、理事会を組織し、本会の事務の執行を決定する。
- 7 会計は、経理事務を処理する。
- 8 監事は、会務（会計・業務）を監査する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 事務局に関する事項は、理事会で定める。

(名誉会長及び相談役等)

第13条 第8条に定める役員のほか、本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役は、理事会及び常任理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与は、重要事項について会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、本協会功労者又は学識経験者の中から常任理事会が推薦し、理事会で決定する。

第6章 会議

(理事会)

第14条 理事会は、本会唯一の議決機関として次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (3) 収入支出予算及び決算の承認
 - (4) 加盟団体の承認並びに脱会及び除名
 - (5) 役員を選出
 - (6) その他本会の運営に必要な事項
- 2 理事会は、会長が召集し、議長になる。

- 3 理事会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時理事会を開催することができる。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織し、本会の運営に必要な業務を処理する。

- 2 常任理事会は、会長が召集し、議長になる。

(定足数及び議決)

第16条 理事会及び常任理事会は、その構成員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 第14条第1項第1号に定める規約の制定及び改廃については、出席した理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

(賛助会員)

第17条 本会に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員について必要な事項は、理事会で決める。

第7章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 各加盟団体からの分担金
- (2) 補助金
- (3) 本会の事業収入
- (4) 賛助会費
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(専決処分)

第20条 理事会が議決しなければならない事項について、会長が理事会を招集する暇がない緊急の場合、会長が理事会に代わって処理することができる。この場合は、次の理事会に報告し承認を得るものとする。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会についての必要な事項は、会長が別に決める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 5 年 5 月 19 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 5 年 10 月

1

日から適用する。

(旧規約の廃止)

- 2 鎌倉市体育協会規約（平成 21 年 4 月 1 日）は、廃止する。